ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業委託契約書(案)

| 委託業務の名称 | ふくしまで生活基盤を | 築くための私立高校生 | 上等支援事業委託 |
|---------|------------|------------|-----------------|
| 委託料の額 | 金 | 円 | |
| | (うち消費税及び地方 | 消費税額 | 円) |
| 委 託 期 間 | 着 手 令和7年 | F 4月 日 | |
| | 履行期限 | 王 3月31日 | |

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。) をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務 (以下「委託業務」という。)を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」 という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定める ものとする。

(契約保証金)

- 第2条 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第228条第1項の規定により乙は、契約保証金として、契約金額の100分の5以上 の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 乙は現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は 福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)に より前項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 乙は財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証 金の納付に代えることができる。
- 4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び 義務を第三者に譲渡し、委託し、継承させ、又は請け負わせてはならない。 (委託業務実施状況の報告等)
- 第4条 乙は、仕様書に基づく業務の実施状況報告書を作成し、翌月10日までに、 甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項に定める報告のほか必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を 請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第6条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限 までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対 して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができ る。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内に提出された 成果品について検査及び委託料の精算を行い適合すると認めたときは、委託料の 額を確定し乙に通知するものとする。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙 は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければ ならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

- 第10条 乙は、前条の規定による検査に合格し委託料の確定額を通知されたときは、 甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。ただし、第4項の規定により、 委託料の確定額の一部について概算払により支払いを受けている場合の請求時 期については、第8項の甲の委託料の精算払の額の確定通知を受けたときとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支 払うものとする。
- 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委 託料の一部(又は全部)を概算払することができ、この場合、第2項を準用する。
- 5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求 書を甲に提出するものとする。
- 6 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、第9条第2項の確定 額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければな らない。
- 7 乙は、第4項の規定により概算払を受けた場合は、甲の指示に基づき、委託料 概算払精算書に委託業務に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書を添えて甲

に提出するものとする。

8 甲は、前項の精算書に基づき、委託料の精算払の額を確定し、乙に通知するものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。
 - 一履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 仕様書第9項の(1)に規定する条件に違反したとき。
 - 三業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
 - 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている と認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関 与していると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 乙が、契約の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りなが ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、 乙がこれに従わなかったとき。
 - 五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若 しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公 安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したと き。
 - 六 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反 によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しな

ければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない 事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合 とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法 律第75号)の規定により選任された破産管財人。
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

(財産の帰属)

第13条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等(以下「財産」という。)は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第14条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品(以下「備品等」という。)を使用することを原則とするが、別途、備品等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。
- 3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。
- 4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙 はこれを甲に返還するものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約 の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額 を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のう ち命令となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売 に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
 - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定 による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合に おいて、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙は これに応じなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用の状況を明らかにするための書類及び 帳簿を備え付け、これらを令和13年3月31日まで保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、 別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補 則)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関 しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和7年4月 日

甲 福島市杉妻町2番16号 福島県 福島県知事 内堀 雅雄